

# 仙台市市民協働指針について

## ○答申にあたって

未曾有の被害をもたらした、あの東日本大震災から 3 年が過ぎました。被災した多くの方々のくらしの再建には、まだまだ長い道のりが必要ですが、わたしたちのまち仙台では、市民・事業者・行政が一丸となって、力強い復興の歩みを進めています。

異なるセクターが連携して一つのことに取り組むとき、わたしたちはいつも、互いの間に見えない壁の存在を感じてきました。でも、震災という大きな困難に直面したとき、わたしたちはその壁を気づかないうちに乗り越えていたのではないのでしょうか。仙台という都市の中で持続可能な社会を実現するためには、非常時にできたことを平時にもつなげるしくみが必要です。

仙台市は平成 11 年に「市民公益活動促進条例」を策定し、市民による自発的・主体的な公益活動の促進を図りつつ協働によるまちづくりを進めるため、「市民協働元年」宣言しました。

しかしながら、その取り組みは、平成 10 年に「特定非営利活動促進法」が成立したことを受け、市民活動団体を育成することが中心であり、力をつけた市民活動団体と行政が協働してまちづくりを進める努力を続けてきたものの、当該条例の前文に謳う「二十一世紀の仙台の都市づくりは、市民と事業者と行政が適切な役割のもとでパートナーシップを構築し、市民の主体的な参画のもとに、協働を基調として行わなければならない」という状況には、まだまだ届いていないのが現状です。

市民活動団体の数や活動分野が拡大し、行政との協働の場面は徐々に増えてきましたが、双方の理解の促進、事業者との連携、地域課題への対応、参画や主体性・自立の確保など、多くの点で改善が求められています。

従来取り組みをさらに進め、都市としての力を高めていくためには、より幅広い分野や年代の担い手を育成し、これまでとは異なるつながりをつくり、新たな協働の場面を創出し、それぞれの責任を果たしながら、自律的に展開させていくことが必要です。

条例施行から13年が経過した平成24年8月、仙台市市民公益活動促進委員会に対し、仙台市長より「仙台市における市民協働推進のための指針について」諮問がありました。これを受け、委員会では、仙台市におけるさらなる市民協働の推進のためには何が必要か、広く市民の皆さんと語り合う場である「せんだい市民カフェ」を継続して開催し、また研究者や実践者、支援者の声を伺いながら検討を重ねてきました。

このたび、新たな指針の体系と盛り込むべき項目についてまとめることができましたが、この間、中間報告として、指針の実効性を担保するためには条例の見直しも併せて検討すべきであることもお伝えしております。平成26年度の施政方針において、「市民協働の理念や基本政策などを定める条例づくりに取り組む」と明言されたことは、委員会のみならず、多くの市民の期待と願いに応えていただいたものと受け止めています。

未来に向け、誰もが暮らしやすい「ひとが輝く」杜の都を、わたしたち市民一人ひとりの手で作りあげていくことを願い、ここに答申いたします。

平成26年3月26日

第7期仙台市市民公益活動促進委員会

委員長 風見 正三

# 仙台市市民協働指針

～わたしたちのまちづくり～

未来の都市経営を支える「新たな協働の実践」のために

## 〇はじめに

わたしたちのまち・仙台には、美しい風土と伝統のなかで培われてきた、誇るべき「市民力」があり、さまざまな場面で発揮されてきた歴史があります。

平成23年3月に発生した、東日本大震災に際しては、町内会などの地縁組織、NPO、商店街、業種を問わず長年この地域で営業を続けてきた企業や事業所、大学・高校あるいは小中学生も含む多くの学生・生徒たちなど、幅広い分野と年代の方々が大きな力を発揮しました。こうした大きな力が結集した、いわば総合力としての優位性が仙台の復興を強力に推進してきたと言えるでしょう。震災の被害は甚大でしたが、107万都市仙台にはさまざまな専門性や強みを有する団体が多数存在し、それぞれが日頃のつながりをベースに、地域の中や外、場合によっては全国・世界とつながりながら問題解決に当たったことで、困難から立ち上がり、復興が促進された事例がたくさんあります。

今、地域にはたくさんの課題があります。地域が抱える課題を見つけ解決し、あるいは地域の資源を発掘し、魅力アップを図りながら暮らしやすく元気な地域をつくっていくことが、これからのまちづくりに求められています。

## 〇未来の都市経営を支える「新たな協働の実践」

地域には、多様なまちづくりの担い手が存在しています。そして、これらの担い手が持つ力の集合が仙台の市民力です。これは本来、地域社会に存するあらゆる主体がもっている力であるはずですが、現に発揮されているものだけでなく、気づかれることなく隠れている場合も多くあります。

しかし、わたしたちが大震災の際に感じたように、隠れていた力も、発揮すべき場面ときっかけさえあれば、一気に顕在化させることができるはずです。

持続可能なまちづくりのために、今こそ地域の多様な力を合わせて連携協力の成果を上げていくことが必要ですが、一人ひとりの住民も地域の団体も、自らの

力に気付かない場合や、単独では小さな力しかなく、活動を広げ継続するために壁に突き当たっている場面も見られます。

地域の結びつきや人間関係の層の厚さは、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）と呼ばれ、重要な社会基盤の一つであると認識しています。わたしたちは、地域における市民の力を育み、広げていく事で、自ら課題の解決に向かっていくべきではないでしょうか。

ですから、地域が維持・発展するためには、こうした力を顕在化し、束ね、組み合わせ、足りないところを補い合い、相乗効果をもたらす「協働」のしくみが必要になっているのです。

時代は大きな転換期を迎え、わたしたちを取り巻く社会・経済環境の厳しさが増していますが、特に少子高齢化や人口減少、経済の成熟化などは、既に深刻な状況になっている地域もあります。

このような状況の中、これまでどおりの手法でサービスをつづけていたのでは、地域のニーズにきめ細かく対応することは困難であると考えられます。そのため、わたしたちは、従来行政が中心となって担ってきた公共サービスのあり方を、もう一度問い直していかなければなりません。

しかしながら、107万を超える市民が生活する仙台は、多くのソーシャル・キャピタルが存在し、それらが活用されることで、新たなソーシャル・キャピタルが生み出されるという好循環が可能となる、都市としての優位性を持ち合わせていると考えられます。

こういった都市の優位性を生かしつつ、一人ひとりの市民、町内会やNPO等の市民団体、大学、企業など、さまざまな主体が連携することが、地域における多様なニーズに対して、より効果的かつ効率的な対応ができることにとどまらず、生きがいや就労の場を創出し、一人ひとりに居場所と出番がある、豊かで心通う地域社会の実現にもつながっていったら、どんなに素晴らしいことでしょう。

わたしたちは、これこそが、次のステージへとつながる未来に向けた都市経営を支える「新たな協働の実践」であると考えます。

## ○わたしたちがめざすこれからの市民協働

わたしたちがめざす新たな市民協働は、行政と町内会などの地縁団体や、NPO、企業、事業者、大学などの多様な主体が、持てる力を最大限発揮できる環境を整え、互いに連携し、単独ではなしえなかったまちづくりに取り組むことです。

今、地域においてまちづくりに取り組む手法には、自助・共助の取り組みやボランティア活動のほか、企業の社会貢献活動やビジネスの手法で地域課題の解決をめざすソーシャルビジネスと呼ばれる取り組みなど、新しい形態が生まれています。

持続可能な地域社会の発展のためには、さまざまな力を生かし、互いの違いを越えて、理解し合い、連携協力してまちづくりを進めることが不可欠です。

誰もがかかわることで、地域社会は厚みを増し豊かになります。地域社会と関わりながら子どもたちが成長し、中高生や大学生などの若者が新たな担い手となって社会で活躍する好循環を地域の中に生み出していくことが、次の世代のためにわたしたちが果たさなければならない責任であると考えます。

## ○指針に盛り込むべきこと

新たな市民協働指針は、異なる価値観と行動様式を有する主体が、共通の認識のもとに力を合わせてまちづくりに取り組むため、互いに尊重しなければならない、マルチパートナーシップのための基本的なルールです。

ここでは、その体系と盛り込むべき項目の柱を示すことにとどまっております。詳細についての検討は、引き続き多くの市民が関われる場を設定し、取り組んでまいります。

## ＜指針の体系＞

この指針においては、まず、未来に向けて持続可能な地域の発展のためには、新たな協働の実践の場を広げることが重要であるという認識のもと、いくつかの用語の定義を明確にするため、協働に関する理念を定めます。次に、協働を進めるためのしくみと協働を実践する担い手づくりという項目をまとめて協働を推進するための共通理解を進めます。

## ＜主な項目＞

ここに掲げているのは、現段階での主な項目であり、作業の進行によりさらに増えることが想定されます。

## ○協働に関する理念

ここでは、協働の目的や定義など、基本的な事項について定めています。

- ・協働の目的・定義
  - 公共・協働・参画とは
  - さまざまな協働の主体
  - マルチパートナーシップガバナンス
- ・政策プロセスへの市民参画
  - 課題把握のためのマーケティング
  - 企画・立案・事業実施プロセスへの参画
  - 政策実施後の評価のしくみ

## ○協働を進めるためのしくみ

ここでは、さまざまな主体が協働を進めていく中で必要な支援のあり方について定めています。

- ・支援のしくみ（協働のエンジン）
  - 活動する場や活動に必要な「モノ」の提供
  - 情報の受発信

資金面での支援

協働の手引きの作成

政策形成過程での市民参画の推進

行政の推進体制の構築

- ・さまざまな主体が出会う場づくり

交流機会の創出

## ○協働を実践する担い手づくり

ここでは、協働を実践する担い手のみならず、多様な主体が担う協働のコーディネート機能を持つ人材などの育成や強化について述べています。

- ・人材の育成

あらゆる世代（子供・若者・シニアなど）や属性（地縁団体・企業・大学など）の市民を協働の担い手として育成

多様な主体が協働を進める上で必要となる人材の育成（結び役・橋渡し役・つなぎ役）

- ・人材や組織の強化

市民活動団体や行政など、協働を実践する団体において協働が円滑に進むよう主体的に行われる人材や組織の強化